

## 「被災児童生徒就学支援等事業」の継続と被災児童生徒 の十分な就学支援を求める意見書

東日本大震災から9年が経過した。震災で被災し、経済的な理由により就学等が困難な子どもを対象とした「被災児童生徒就学支援等事業」が、全額国庫負担による単年度の交付金事業として行われており、令和2年度も東日本大震災復興特別会計の被災児童生徒就学支援等事業として31億円が予算化されている。

この事業を通して、幼稚園児等の就園支援、小中学生に対する学用品等の援助や通学支援（スクールバス運行による通学手段の確保に係る経費を含む。）、高校生に対する奨学金支援、特別支援学校等に在籍する児童生徒への就学奨励、私立学校及び専修学校・各種学校の授業料の減免等が実施されており、被災した子どもたちには、学校で学ぶための極めて有効な支援事業として機能している。

令和元年12月20日には、『「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針』が閣議決定され、復興・創生期間後（令和3年度以降）における方針が定められた。その中で「令和2年夏頃を目途に、復興・創生期間後の当面5年間の復旧・復興事業の実施に必要な事業規模及び財源を示すこととする」とされ、東日本大震災復興特別会計の継続が示され、子どもの就学支援についても、「支援の必要な子どもの状況等、事業の進捗に応じた支援を継続する」としている。

被災児童生徒就学支援等事業は、全国各地に避難している子どもたちを対象としており、福島県では、平成31年4月時点で8千人以上の子どもたちが県内外で避難生活を送っている（福島県こども・青少年政策課公表）。

経済的な支援を必要とする子どもたちは多く、この子どもたちの就学・修学のためには、長期的な支援が必要であり、学校現場からも事業の継続を強く望む声が届いている。

福島の復興・再生に向けて手厚い支援が実施されているが、引き続

き被災者に寄り添う「被災児童生徒就学支援等事業」による就学支援は必要である。

一方で、事業に係る予算措置は単年度のため、事業の終了または規模の縮小となれば、自治体負担となり、被災児童生徒の就学支援に格差が生じることが危惧される。

よって、本市議会は、政府関係機関に対し、下記事項について強く要望する。

#### 記

東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、令和３年度においても全額国庫で支援する「被災児童生徒就学支援等事業」を継続し、十分な就学支援に必要な予算確保を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和２年６月18日

喜多方市議会議長 齋 藤 勘一郎

#### 【意見書提出】

|        |     |    |   |
|--------|-----|----|---|
| 衆議院議長  | 大島  | 理森 | 殿 |
| 参議院議長  | 山東  | 昭子 | 殿 |
| 内閣総理大臣 | 安倍  | 晋三 | 殿 |
| 総務大臣   | 高市  | 早苗 | 殿 |
| 財務大臣   | 麻生  | 太郎 | 殿 |
| 文部科学大臣 | 萩生田 | 光一 | 殿 |
| 復興大臣   | 田中  | 和徳 | 殿 |